平成２７年（フ）第４号
愛媛県八幡浜市保内町喜木１番耕地825番地４
破産者　梶原　智弘
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２６年（フ）第１８８３号
福岡市南区皿山４丁目２番12号
破産者　下釜　　昭
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３４９号
福岡市西区福重５丁目24番14号、前住所佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4403番地６
破産者　西　　節夫
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３９１号
福岡市中央区警固１丁目３番19―207号、前住所福岡市中央区薬院１丁目６番36―704号
破産者　藤井　広実
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４５８号
福岡市南区横手南町26番１号
破産者　松原　一司
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２号
青森県青森市浪岡大字本郷字松元107番地
破産者　鎌田　英興
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１５号
福島県伊達市柳内48番地19　ガーデンパレス伊達102
破産者　菅野　進也
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１２４号
福島県郡山市堂前町６番４号　郡山堂前合同ビル201号
破産者　平元　育代
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
福島県白河市表郷金山字藤川原15番地１　小林方、住民票上の住所神奈川県川崎市中原区宮内１丁目24番12―203号　広洋ビッグヴァン等々力公園
破産者　緑川三枝子
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
茨城県日立市田尻町４丁目25番19号、開始決定時の住所茨城県日立市千石町１丁目２番19号
破産者　池邊　利夫
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第４１４号
静岡市駿河区大谷682番地　104号、旧住所静岡県藤枝市志太２丁目２番34号
破産者　八木　俊一
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５５７号
静岡市葵区瀬名７丁目29番３号　レオパレス青山Ｂ103号
破産者　海瀬　　敬
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字寺東124番地レオパレス寺東第２・105号
破産者　村井ひとみ
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１７号
愛知県日進市梅森町株山74番地
破産者　出原　昌紀
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
愛知県岡崎市小呂町字ミタライ103番地６
破産者　青山　信江
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
愛知県知立市昭和５丁目12番地29
破産者　近藤　和代
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第９５５号
広島市東区牛田東４丁目18－９　藤井健士方、住民票上の住所広島市東区牛田早稲田１丁目３番24―401号
破産者　中島　愛弓
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部